

ねやがわし 農業委員会だより

第 8 7 号
— 発 行 —
寝屋川市農業委員会
(事務局)
寝屋川市本町 15 番 1 号
TEL 072(825)2746(直通)
FAX 072(824)3090
メールアドレス: noui@city.neyagawa.osaka.jp



令和2年度農地パトロール

主 な 内 容

- ◎ 令和2年度農地パトロール実施報告 (2)
- ◎ 令和3年度寝屋川市農業委員会活動計画を策定 (3)
- ◎ 農地法等による各種届出のお願い (4)
- ◎ 令和2年度農業委員会の審議処理件数、賃借料情報 (5)
- ◎ 特定生産緑地・生産緑地追加指定の受付 (6)



都市農地は大切な地球のオアシス



上：指導前（遊休農地）



下：指導後（耕作再開）



遊休農地の種別

【1号遊休農地】

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地

【2号遊休農地】

その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

【管理不全】

耕作しているが雑草が繁茂する等、管理不全な農地

【結果詳細(指導対象農地)】

(単位:㎡)

	遊休農地									
	経過観察(課税変更なし)						認定(課税変更あり)			
	管理不全		1号遊休		2号遊休		1号遊休		2号遊休	
	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数
1地区(東地区)	419	1	4,792	16	0	0	0	0	0	0
2地区(西地区)	1,877	1	5,221	5	0	0	0	0	0	0
3地区(南地区)	0	0	2,868	3	486	1	958	1	0	0
4地区(北地区)	2,214	2	3,107	5	0	0	0	0	0	0
5地区(水本地区)	1,322	1	2,532	5	0	0	0	0	0	0
計	5,832	5	18,520	34	486	1	958	1	0	0

	無断転用										
	原状回復あり					原状回復なし					
	実施予定		実施済			農転等手続しない		農転等手続予定		農転等手続済	
	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	
1地区(東地区)	0	0	0	0	20	1	0	0	0	0	
2地区(西地区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3地区(南地区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4地区(北地区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5地区(水本地区)	1916	2	0	0	2828	6	0	0	0	0	
計	1916	2	0	0	2848	7	0	0	0	0	

令和2年度の農地パトロールも、例年どおり市内を5地区に区分し、その地区内の担当農業委員を中心にパトロール班を編

農業委員会では、昨年の8〜9月にかけて市内農地の一斉パトロールを実施しました。特に遊休農地については、草刈等の保全管理だけではなく、耕作を再開するよう指導しています。

課税地目が農地以外に変更されるなど、固定資産税課と連携した対応を講じています。

成し巡回しました。農地パトロールで発見した1号・2号遊休農地及び無断転用農地については、所有者に対して事情聴取及び対象農地の利用意向調査を実施しました。なお、耕作が再開されない事情聴取に応じない場合には、意向調査を実施しました。

令和2年度

農地パトロールを実施

改善されない遊休農地・無断転用は

固定資産税の課税を見直しへ

令和3年度 寝屋川市農業委員会活動計画

農業、農地に関するさまざまな諸問題や農政の普及推進活動に積極的に取り組むため、活動計画を決定いたしました。

1 農地パトロールの実施

市内農地の現況利用状況の把握と無断転用や遊休農地化防止を目的とした農地パトロールを、8月～9月に市内を5地域に分け実施します。

2 遊休農地対策

遊休農地発生原因として、相続による非農家所有農地の増加や農業後継者の不在等があるなかで、農地の利用と活用を図るべく、遊休農地所有者に対し、耕作再開の指導を行うとともに、以下のあっせんに努めるなど、遊休農地解消や発生の抑制に取り組めます。

- ①貸借等のあっせん ②農作業委託のあっせん ③貸農園開設のあっせん

3 担い手の育成・確保

市が行う農業の担い手育成の協力を努めてまいります。また、農業者を目指す方や企業等についても貸借が可能であることから、市と十分連携しながら、新たな市内農業の貴重な担い手確保に努めてまいります。

4 「農業委員会だより」の発行

委員会での活動内容や農業や農地に関する情報発信として、「ねやがわし農業委員会だより」を発行します。

5 交流等事業

北河内地区農業委員会連合会として開催している「都市農業啓発事業」について、令和4年度の開催に向けて、幹事市である本市が今年度企画・立案をいたします。

また、大阪府下の農業委員が一堂に会する「大阪府農業委員大会」に消費者協会会員にも参加を求め、都市農業の実情、喫緊の課題を消費者の方々にも理解していただき、消費者の立場から意見を求めてまいります。

6 学校給食への地元農産物使用の継続・拡充

当委員会が市及び教育委員会に要望し実現してきた「学校給食に地元農産物使用」として、一定の定着が図られてきました。

「寝屋川市教育・農業連絡協議会」に参画し、さらに意思疎通と内容充実を図るものとして、出荷者である農家と給食現場との直接交流の場を設けるようにします。

7 農地等の利用の最適化の推進

耕作放棄地の発生防止・解消等の農地利用の最適化を進めるとともに、必要に応じて関係行政機関に対し意見の提出を行ってまいります。

また、行政委員としての機能を発揮できるように委員研修に取り組み、充実をはかります。

8 開かれた農業委員会に

毎月開催している委員会総会に、誰でも傍聴参加できるようにするため、事前に事務局窓口において、開催日時・開催場所及び自由に傍聴できる旨の公示を行い、開かれた農業委員会を目指します。

9 その他

- ① 都市農地の保全を図るため、特定生産緑地の指定や生産緑地地区の追加指定について、農家に対し積極的に周知してまいります。
- ② 農業委員としての日常活動として、地元集落や農家の相談や協議及び指導に対しても積極的に行ってまいります。
- ③ 毎年多数の市民が参加する「寝屋川市農業まつり」へも、積極的に参画してまいります。
- ④ 寝屋川市の農業者支援事業へ積極的に協力してまいります。
- ⑤ 朝市を実施する団体の取組みについて、積極的に協力してまいります。
- ⑥ 寝屋川市の産業振興に対して農業者の役割や責務の周知・啓発を行ってまいります。

農地法等による各種届出のお願い

宅地等へ転用する場合

住居や駐車場など、農地を農地以外の用途に使用する場合には、工事着工前までに許可を得ることに必要です。

特に市街化区域内の農地については、農地転用の届出をされずに造成行為をされたしまった農地が多く見受けられます。

農地を転用される場合には、事前に農業委員会まで許可申請（届出）をお願いします。

農地を相続した場合

農地を相続等により取得した場合には、農業委員会に届出をお願いします。届出が必要な方は次の理由で取得された方です。

- ① 相続（遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む。）により農地の権利を取得した場合。

- ② 時効により農地の権利を取得した場合。

農地の賃貸借を解約した場合

農地の賃貸借（農業委員会に届けていない、いわゆる「ヤミ小作」や賃料を伴わない使用貸借による契約を除く。）を当事者間で合意解約された場合には、農業委員会への届出が必要です。

以前に当事者間ですでに合意解約されていて、農業委員会へ届出されていない場合には、農業委員会が備え付けている農地の「賃貸借台帳」には、まだ賃貸借契約が継続されたままになっています。心当たりがある方は、農業委員会窓口でご確認ください。

耕作権の相続協議は速やかに!!

農地の賃貸借契約を結んでいる場合に、借主（耕作者）が亡くなった場合には、単に耕作を誰が

引き継ぐかだけでなく、耕作権を誰が相続するのかを早めに決めておくことをお勧めします。

耕作権の相続人を決めないで、くと、相続人が亡くなり代替わりすると相続人が増えたり、居所不明など耕作権の相続人を決めることができない事案も発生します。

農業用倉庫建築や農地を盛土する場合

農地に農業用倉庫（敷地面積が200㎡未満）を建てる場合や農地を30センチメートル以上かさ上げして耕作する場合には、農業委員会に「使用目的変更承認」の申請が必要となります。

御存じですか？

農業者年金

将来への備えに



農業者年金ってなに？

サラリーマンの年金 (厚生年金)	報酬比例部分 (老齢厚生年金) 国民年金 (老齢基礎年金)	2階立て
農業者の年金 (国民年金のみ)	国民年金 (老齢基礎年金)	1階立て

農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

農業者の年金 (国民年金+農業者年金)	農業者年金 国民年金 (老齢基礎年金)
------------------------	------------------------

加入する条件は？

農業者年金

へは…

- ・年間60日以上農業に従事
- ・60歳未満
- ・国民年金 第1号 被保険者

の方ならどなたでも加入できます。

令和2年度農業委員会の 審議処理件数等の報告

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農業委員会で審議された主な法令業務などについて、下記のとおり報告します。

◎農地法関係

	件数	筆数	面積 (㎡)
3条許可 (農地売買等)	6	9	3,076
4条届出・(農地転用) 市街化区域	25	38	15,111
4条許可・(農地転用) 市街化調整区域	1	3	948
5条届出・(転用売買等) 市街化区域	19	35	15,212
5条許可・(転用売買等) 市街化調整区域	2	5	1,397
農地転用合計	47	81	32,668
18条許可 (賃貸借解約) 一方解約	0	0	0
18条通知 (賃貸借解約) 合意解約	5	6	1,525

◎租税特別措置法関係

	件数	筆数	面積 (㎡)
贈与税・相続税納税猶予 適格者証明	4	8	7,405
贈与税・相続税納税猶予 特例農地利用状況確認	3	12	3,959

◎その他

	件数	筆数	面積 (㎡)
農地へ地目変更承認願	6	6	1,314
農業用倉庫承認願	1	1	8

◎特定農地貸付けに関する法律関係

	件数	筆数	面積 (㎡)
市民農園の開設	2	4	2,144

寝屋川市農地の賃借料情報 (10aあたり)

農地法第52条の規定に基づき賃貸借された実勢の賃借料を集計しましたので情報提供します。賃借料を決定する際の参考として御活用ください。

なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	19,572円	35,361円	10,588円	24筆

賃借 (旧小作) 関係にある農地について

- ① 賃借 (旧小作) 関係にある農地を合意解約する場合は、解約した日の翌日から起算して30日以内に農業委員会へ通知を願います。
- ② 賃借人 (旧小作人) が死亡等の理由により変更になった場合は、農業委員会への届出を忘れずに行ってください。(相続が重なると手続きが煩雑になります。)

『特定生産緑地』 指定の受付を 行っています

現在、平成 4 年、5 年、及び 6 年に決定された生産緑地の特定生産緑地指定希望申出の受付を行っています。

特定生産緑地に指定されると、買取り申出が可能となる時期が 10 年延伸され、現在適用されている税制措置が引き続き適用されます。

特定生産緑地の指定は、都市計画決定から 30 年を経過するまでに受ける必要があります。

生産緑地地区の 都市計画決定年	申出の受付期限
平成 4 年	令和 4 年 7 月まで
平成 5 年	令和 5 年 7 月まで
平成 6 年	令和 6 年 7 月まで

※平成 4 年に都市計画決定を受けた生産緑地における特定生産緑地指定希望申出の受付期限が迫っていますのでご注意ください。

『生産緑地地区』 追加指定を 行っています

次の要件を満たし、かつ現地調査などの結果、生産緑地法に基づく指定可能な農地について、土地所有者の申出に基づき、追加指定を行っています。

- ・ 現況が農地であること。
- ・ 一団 300 m²以上の区域であること。(※)
- ・ 公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などの効用があり、公共施設などの用地に適していること。
- ・ 用排水などの営農継続可能条件を満たしていること。

※「同一の街区」または「隣接する街区」に存在する複数の農地で合計面積が 300 m²以上となるもの（一団の農地を構成する個々の農地の面積は 100 m²が下限）

受付

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定の受付は、2 軸化事業本部で随時行っています。

必要書類、受付期間の詳細等については、市（2 軸化事業本部）のホームページで確認することができます。

相談

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定に関するご相談は、2 軸化事業本部または農業委員会事務局で随時受けています。

- 【2 軸化事業本部】
寝屋川市役所本庁 3 階
- 【農業委員会事務局】
寝屋川市上下水道局 3 階